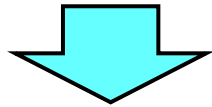


委員よりお求めのあった資料

(介護保険制度の現状と課題等)

介護保険導入の経緯・意義

- 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大。
- 一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化。

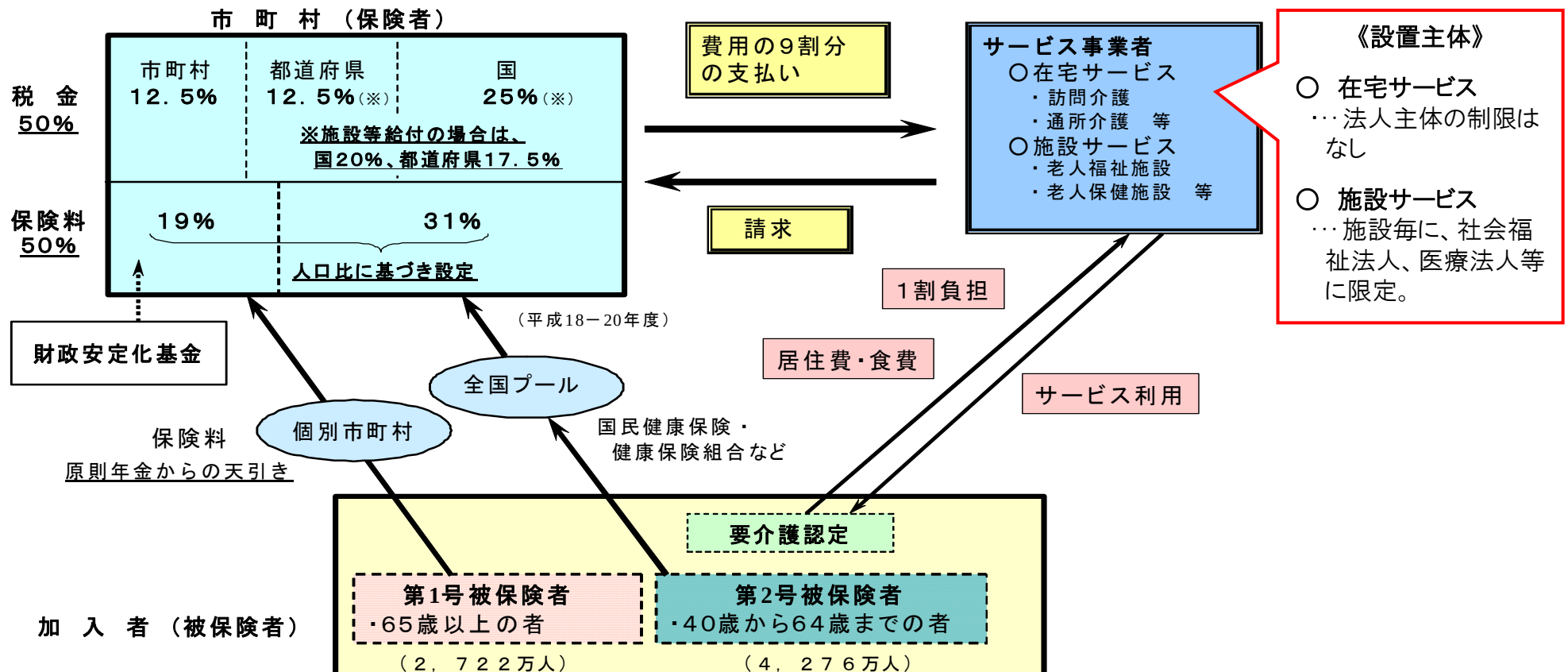


高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み(介護保険)を創設

- 自立支援・・・単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするということを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする。
- 利用者本位・・・利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度
- 社会保険方式・・・給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用

介護保険制度の仕組み

- 介護保険制度は、公費50%・保険料50%で運営。（40歳以上が被保険者）
利用者は費用の1割を負担することで、介護サービスを利用できる。
- また、介護保険制度は、3年を1期として運営。（3年ごとに保険料を改定）



（注）第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告（暫定）（平成19年11月分）」による。

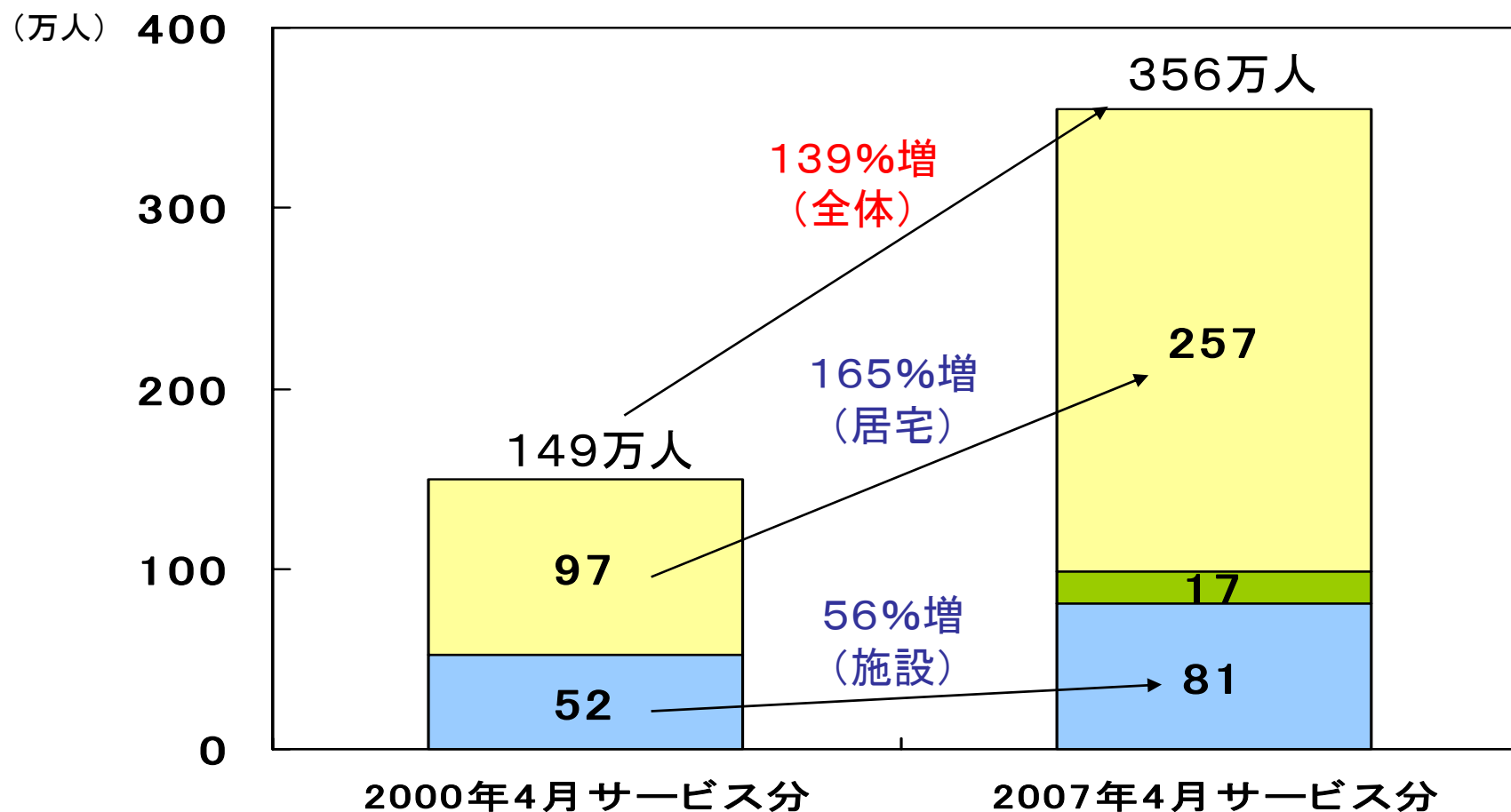
第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、17年度内の月平均値である。

介護保険制度を巡るこれまでの経緯

	1997年(平成9年)	12月	介護保険法成立
第1期	2000年(平成12年)	4月	<u>介護保険法施行</u>
第2期	2003年(平成15年)	4月 5月	第1号保険料の見直し、 <u>介護報酬改定</u> 社会保障審議会に介護保険部会設置 ・・・「施行5年後の見直し」について検討開始
	2005年(平成17年)	6月 10月	介護保険法等の一部を改正する法律成立 施設給付の見直し
第3期	2006年(平成18年)	4月	<u>介護保険法等の一部を改正する法律の全面施行</u> 第1号保険料の見直し、 <u>介護報酬改定</u> (4月施行分)
	2008年(平成20年)	5月	<u>介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律成立</u>

サービス受給者数の推移

- サービス受給者数は、7年で約207万人（139%）増加。【約2.4倍】
- 特に、居宅サービスの伸びが大きい。（7年で165%増）【約2.7倍】



居宅サービス（2007年4月サービス分は、介護予防サービスを含む）
 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）
 施設サービス

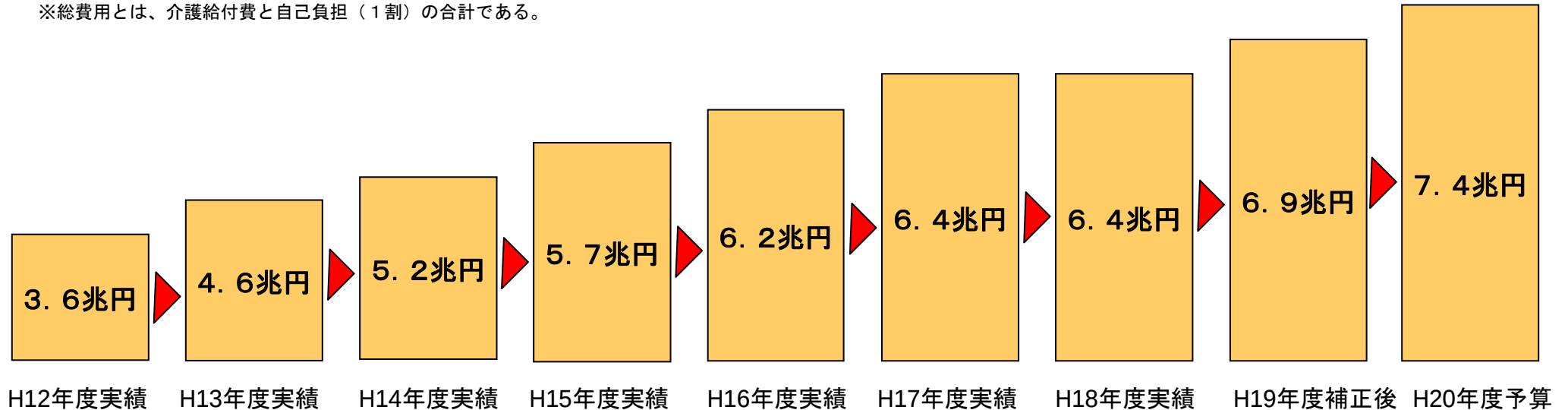
出典：介護保険事業状況報告

※介護予防サービス、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスは、2005年の介護保険制度改正に伴って創設された。

介護保険財政の動向

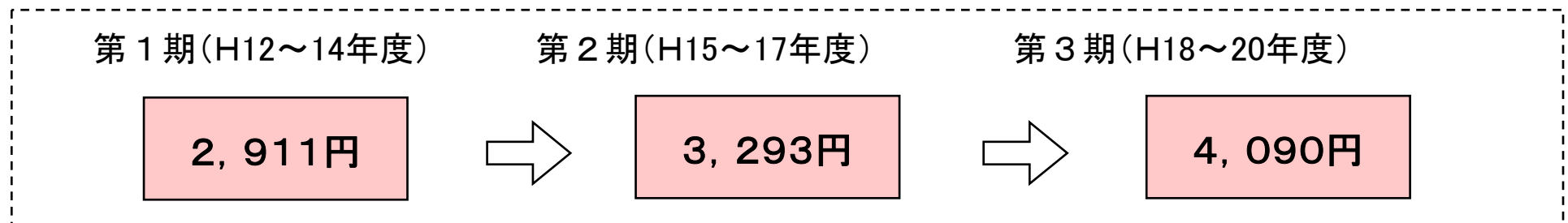
① 総費用の伸び ⇒ 介護保険の総費用は、年々増加（8年間で2倍）

※総費用とは、介護給付費と自己負担（1割）の合計である。



② 1号保険料の推移 (加重平均)

⇒ 1号保険料は第1期（H12～14）から第3期（H18～20）で約40%増



平成17年介護保険制度改革の基本的な視点と主な内容

○明るく活力ある超高齢社会の構築

○制度の持続可能性

○社会保障の総合化

- ・軽度者の大幅な増加
- ・軽度者に対するサービスが状態の改善につがっていない

予防重視型
システムへ
の転換

- 新予防給付の創設
- 地域支援事業の創設

- ・在宅と施設の利用者負担の公平性

施設給付
の見直し

- 居住費用・食費の見直し
- 低所得者に対する配慮

- ・独居高齢者や認知症高齢者の増加
- ・在宅支援の強化
- ・医療と介護との連携

新たな
サービス
体系の確立

- 地域密着型サービスの創設
- 地域包括支援センターの創設
- 居住系サービスの充実

- ・利用者によるサービスの選択を通じた質の向上

サービスの
質の確保・
向上

- 介護サービス情報の公表
- ケアマネジメントの見直し

- ・低所得者への配慮
- ・市町村の事務負担の軽減

負担の在り方
・制度運営の
見直し

- 第1号保険料の見直し
- 保険者機能の強化

介護保険制度における施設・居住系サービスの総量規制について

- 市町村は、介護保険事業計画において、施設・居住系サービス（特養、老健、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、介護専用型特定施設）のサービス利用者数を以下の参酌標準に基づき算定。
- 都道府県又は市町村は、介護保険事業（支援）計画において、参酌標準に基づき算定された利用者数を踏まえ、上記サービスごとに必要とされる定員総数を定める。
- 都道府県又は市町村は、介護保険事業（支援）計画において定めた定員総数を超える場合には、指定拒否が可能とされている。

第3期介護保険事業計画(H18～20年度)における参酌標準

- ① 平成26年度における要介護2～5の要介護認定者数を推計。
- ② 平成26年度に、介護保険3施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）と、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、介護専用型特定施設の利用者数の合計が、①の37%以下となるように介護保険事業計画を策定。

(※)介護専用の居住系サービス：認知症高齢者グループホーム・特定施設の一部（介護専用型のもの）を想定

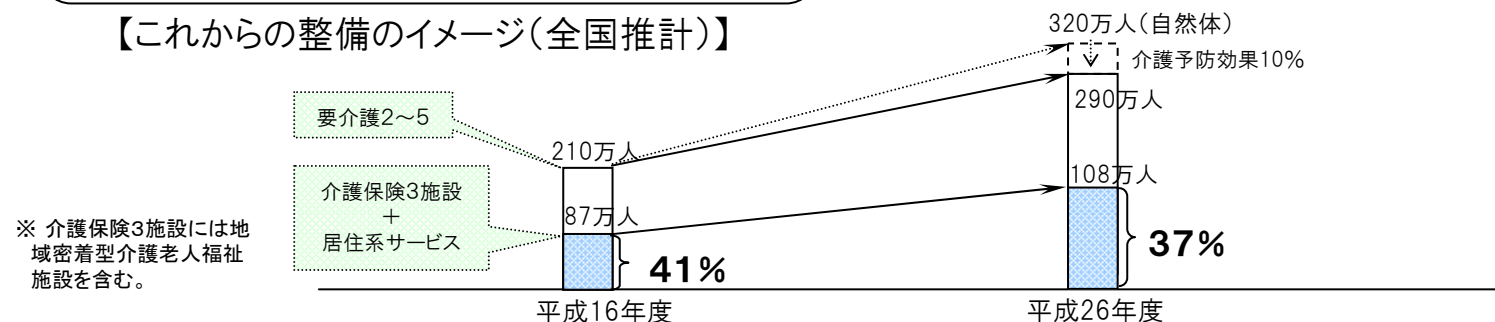
平成16年度
要介護認定者数（要介護2～5）に対する施設・居住系サービス利用者の割合は
41%

【これからの整備のイメージ(全国推計)】

平成26年度

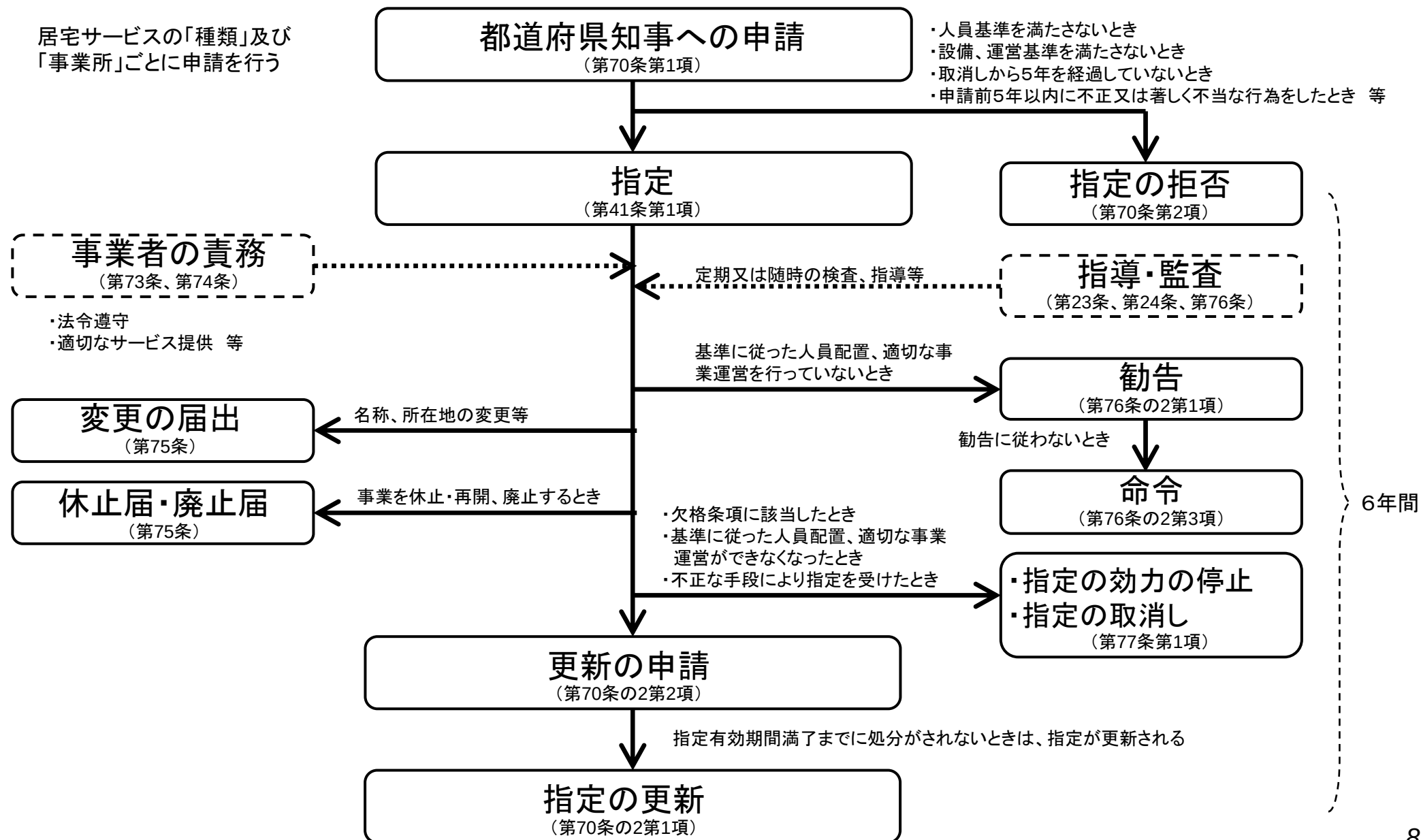
37%以下

(平成16年度の41%から1割引下げ)



(参考) 介護サービス事業者の指定手続の流れ(居宅サービス事業者の場合)

(居宅サービス事業を行う者)



(参考) 介護サービス事業者の指定

サービスを提供しようとする事業者は、サービス種類ごとに定められた指定基準を満たすものとして、事業所ごとに知事の指定を受けることが必要。

指定拒否の要件

申請者が以下のいずれかに該当するときは指定をしてはならないこととされている。(第70条第2項)

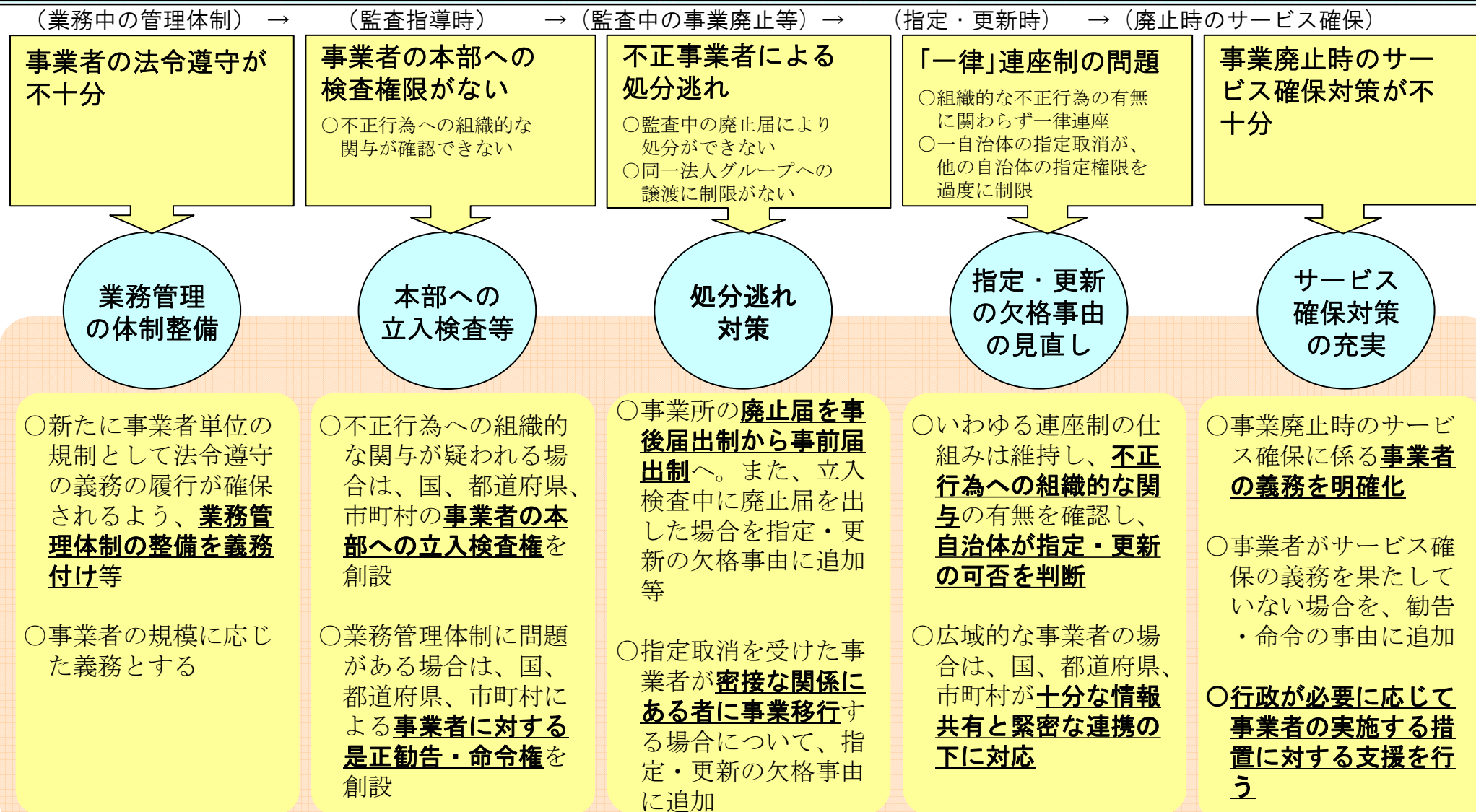
【指定居宅サービス事業者の場合】

- ①法人でないとき
- ②人員に関する指定基準を満たしていないとき
- ③設備、運営に関する指定基準を満たしていないとき
- ④禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ⑤介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑等に処せられ、その執行を終わるまでの者であるとき
- ⑥指定取消から5年を経過しない者であるとき
(指定取消手続中に自ら廃止した者を含む。)
- ⑦申請前5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

等

平成20年 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。



施行期日：公布の日から一年以内の政令で定める日

介護職員数の推移(実人員)

- 介護職員数は年々増加しており、平成18年現在で約117万人。
- 施設は常勤職員の比率が高く、在宅サービスは非常勤職員の比率が高い。

		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年	
		介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合	介護職員数	割合
合 計	常勤	357,283	65.1%	409,294	61.9%	450,269	59.6%	517,247	58.4%	592,666	59.1%	656,874	58.4%	691,849	59.0%
	非常勤	191,641	34.9%	252,294	38.1%	305,541	40.4%	367,736	41.6%	409,478	40.9%	467,817	41.6%	479,963	41.0%
	総計	548,924	100.0%	661,588	100.0%	755,810	100.0%	884,983	100.0%	1,002,144	100.0%	1,124,691	100.0%	1,171,812	100.0%
施 設	常勤	210,770	89.2%	223,575	88.0%	232,772	87.7%	245,305	87.1%	258,577	86.7%	268,477	85.9%	272,980	84.8%
	非常勤	25,443	10.8%	30,376	12.0%	32,788	12.3%	36,175	12.9%	39,564	13.3%	43,892	14.1%	48,773	15.2%
	計	236,213	100.0%	253,951	100.0%	265,560	100.0%	281,480	100.0%	298,141	100.0%	312,369	100.0%	321,753	100.0%
在 宅 サ ー ビ ス	常勤	146,513	46.9%	185,719	45.6%	217,497	44.4%	271,942	45.1%	334,089	47.5%	388,397	47.8%	418,869	49.3%
	非常勤	166,198	53.1%	221,918	54.4%	272,753	55.6%	331,561	54.9%	369,914	52.5%	423,925	52.2%	431,190	50.7%
	計	312,711	100.0%	407,637	100.0%	490,250	100.0%	603,503	100.0%	704,003	100.0%	812,322	100.0%	850,059	100.0%

※介護職員数は実人員。

※「常勤」とは施設・事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者、「非常勤」とは常勤者以外の従事者(他の施設、事業所にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等)。

資料出所:「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

介護従事者の賃金等

○ 平均年齢や勤続年数等が異なるため、単純な比較は困難だが、介護従事者（福祉施設介護員、ホームヘルパー）の賃金は、全産業平均と比較して低い状況にある。

	一般労働者の決まって支給する給与額等													
	全体				男				女					
	決まって支給する給与 (注1)	所定内給与額 (注2)	平均年齢	勤続年数	労働者の割合 (注3)	決まって支給する給与 (注1)	所定内給与額 (注2)	平均年齢	勤続年数	労働者の割合 (注3)	決まって支給する給与 (注1)	所定内給与額 (注2)	平均年齢	勤続年数
全産業	330.6 千円	301.1 千円	41.0 歳	11.8 年	68.0%	372.4 千円	336.7 千円	41.9 歳	13.3 年	32.0%	241.7 千円	225.2 千円	39.2 歳	8.7 年
福祉施設 介護員	210.7 千円	199.5 千円	36.0 歳	5.1 年	29.5%	225.9 千円	213.6 千円	32.6 歳	4.9 年	70.5%	204.4 千円	193.7 千円	37.4 歳	5.2 年
ホーム ヘルパー	213.1 千円	197.7 千円	43.8 歳	4.8 年	17.8%	239.3 千円	214.7 千円	36.7 歳	3.5 年	82.2%	207.4 千円	194.0 千円	45.3 歳	5.1 年

(注1)【決まって支給する給与】:労働契約、労働協約或いは事業所の就業規則によって予め定められている支給条件、算定方法によって6月1か月分として支給された現金給与をいい、所定内給与額に超過労働給与額を加えたものである。

(注2)【所定内給与額】:所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月1か月分として支給された現金給与額(きまって支給する現金給与額)のうち、超過労働給与額([1]時間外勤務手当、[2]深夜勤務手当、[3]休日出勤手当、[4]宿日直手当、[5]交代手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

(注3) 全産業、福祉施設介護員、ホームヘルパー毎の、男・女の割合。

(出典)平成19年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

有効求人倍率の推移

○ 社会福祉専門職種の有効求人倍率は最近急速に高まっている。介護関連職種の有効求人倍率も高まっている。

		平成5	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
全 職 業	常用 (含パート)	0.70	0.48	0.47	0.60	0.54	0.54	0.66	0.83	0.94	1.02	0.97
	常用 (除パート)	0.66	0.40	0.38	0.47	0.42	0.41	0.53	0.71	0.84	0.92	0.87
	常用的パート タイム	1.06	1.08	1.08	1.39	1.28	1.28	1.45	1.32	1.29	1.35	1.30
社 会 福 祉 専 門 職 種	常用 (含パート)	—	0.25	0.34	0.46	0.54	0.59	0.74	0.86	1.08	1.30	1.53
	常用 (除パート)	0.20	0.18	0.25	0.32	0.38	0.43	0.55	0.69	0.91	1.10	1.34
	常用的パート タイム	—	0.62	0.87	1.19	1.31	1.37	1.61	1.47	1.55	1.79	1.96
介 護 関 連 職 種	常用 (含パート)	—	—	—	—	—	—	—	1.14	1.47	1.74	2.10
	常用 (除パート)	—	—	—	—	—	—	—	0.69	0.97	1.22	1.53
	常用的パート タイム	—	—	—	—	—	—	—	2.62	2.86	3.08	3.48

○有効求人倍率の地域格差：介護関連職種(常用(含パート)) 東京都 2.82倍～ 沖縄県 0.69倍
(出典) 職業安定業務統計。数値は年度内各月の平均値。

離職率の状況

○ 介護関係職種の離職率は、

- ① 全体(正社員と非正社員)で21.6%。
- ② 全産業と比較すると正社員において高い。

	全体	正社員	非正社員
全産業平均	15.4%	12.2%	25.9%
2職種 計	21.6%	20.0%	22.8%
(訪問介護員)	16.9%	18.2%	16.6%
(介護職員)	25.3%	20.4%	32.7%

(注1)・全産業の出典は、「平成19年度雇用動向調査結果(厚生労働省)」

・全産業の離職率については、以下の算式で算出している。

$$\text{離職率} = \frac{\text{平成19年1月から12月の期間中の離職者数}}{\text{平成19年1月1日現在の常用労働者数}} \times 100$$

・全産業については、「全体」は「常用労働者」、「正社員」は「一般労働者」、「非正社員」は「パートタイム労働者」を指す。

(注2)・介護職員及び訪問介護員の出典は、「平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)」

・介護労働実態調査の離職率については、以下の式で算出している。

$$\text{離職率} = \frac{\text{平成18年10月1日から平成19年9月30日までの離職者数}}{\text{回答のあった事業所の平成18年9月30日の在籍者数}} \times 100$$

離職率階級別にみた事業所の割合

○ 離職率の分布には、離職率が「10%未満」の事業所と「30%以上」の事業所との二極化が見られる。

	調査事業所数	離職率階級					
		10%未満	10%～15%未満	15%～20%未満	20%～25%未満	25%～30%未満	30%以上
2職種合計	3,367	37.5	10.4	7.7	8.3	7.1	28.9
介護職員計	2,235	36.6	8.9	7.3	7.4	7.1	32.7
訪問介護員計	1,705	44.9	11.2	7.0	8.4	6.9	21.6

(注) 2職種合計:介護職員、訪問介護員の両者またはいずれかのいる事業所における介護職員、訪問介護員を合計した離職率。

(出典)平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の 処遇改善に関する法律

- 本年の通常国会において、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で成立。

【条文】

政府は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成21年4月1日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

介護従事者の処遇向上に向けて

① 介護従事者等の実態把握

⇒ 介護事業者の経営実態や介護従事者の実態について調査。

② 平成21年介護報酬改定に向けた議論

⇒ 「生活対策」において、平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）等により介護従事者の処遇改善を図ることが決定。介護報酬改定の具体的な内容については、現在、社会保障審議会（厚生労働大臣の諮問機関）において議論中であり、今後、適切な報酬を設定。

③ 介護従事者の処遇改善に向けた取組

⇒ 介護従事者の処遇に影響を与える要因としては、介護報酬の水準以外にも、事業者のマネジメントの問題、規制の在り方の問題、現場の事務負担の問題等があるため、介護従事者の処遇改善のためにどのような措置が取り得るか、幅広く検討を行い、できるものから順次実施。

(参考)

平成20年介護事業経営実態調査結果

1. 各サービスの状況について(調査年の後ろの括弧内はデータ数)

	調査年	利用者1人当たり収入 (1日当たり)	利用者1人当たり支出 (1日当たり)	収入における 給与費割合	看護・介護職員常勤換算 1人当たり給与	看護・介護職員 常勤率	看護・介護職員1 人当たり利用者数	収支差率
介護老人福祉施設	17年 (991)	11,327円	9,784円	55.1%	297,000円	87.7%	2.4人	13.6%
	20年 (174)	10,967円 (-3%)	10,591円 (+8%)	60.8%	315,891円 (+6%)	86.5%	2.3人	3.4%
介護老人保健施設	17年 (586)	12,515円	10,974円	49.5%	295,318円	92.8%	2.4人	12.3%
	20年 (208)	12,251円 (-2%)	11,357円 (+3%)	53.6%	307,932円 (+4%)	93.8%	2.4人	7.3%
介護療養型医療施設(病院)	17年 (294)	16,496円	15,934円	57.4%	297,877円	93.8%	1.9人	3.4%
	20年 (92)	16,471円 (-0%)	15,942円 (+0%)	59.2%	309,888円 (+4%)	91.3%	1.9人	3.2%
認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	17年 (386)	11,846円	10,947円	56.5%	208,014円	78.5%	1.3人	7.6%
	20年 (373)	12,626円 (+7%)	11,398円 (+4%)	57.8%	232,370円 (+12%)	79.4%	1.3人	9.7%
訪問介護 (介護予防含む)	17年 (1,849)	※1 3,833円	※1 3,834円	83.5%	※2 220,510円	※2 38.1%	※3 78.7回	0.0%
	20年 (1,730)	※1 3,485円 (-9%)	※1 3,462円 (-10%)	81.5%	※2 225,099円 (+2%)	※2 40.8%	※3 93.7回	0.7%
訪問入浴介護 (介護予防含む)	17年 (331)	※1 12,510円	※1 13,839円	87.5%	255,002円	59.6%	27.4回	-10.6%
	20年 (720)	※1 12,376円 (-1%)	※1 12,191円 (-12%)	78.1%	255,137円 (+0%)	63.3%	※4 30.9回	1.5%
訪問看護(ステーション) (介護予防含む) (※12)	17年 (831)	※1 8,267円	※1 7,790円	77.8%	※5 396,980円	※5 66.9%	※6 69.6回	5.8%
	20年 (288)	※1 8,208円 (-1%)	7,987円 (+3%)	79.4%	※5 369,669円 (-7%)	※5 67.4%	※6 90.4回	2.7%
通所介護 (介護予防含む)	17年 (1,874)	※7 8,738円	※7 8,111円	59.7%	235,244円	66.2%	※4 68.4人	7.2%
	20年 (828)	※7 9,404円 (+8%)	8,718円 (+7%)	60.7%	246,781円 (+5%)	65.4%	※4 65.9人	7.3%

	調査年	利用者1人当たり収入 (1日当たり)	利用者1人当たり支出 (1日当たり)	収入における 給与割合	看護・介護職員常勤換算 1人当たり給与	看護・介護職員 常勤率	看護・介護職員1 人当たり利用者数	収支差率
認知症対応型通所介護 (介護予防含む)	17年	-	-	-	-	-	-	-
	20年 (216)	※7 12,065円	※7 11,742円	69.0%	241,669円	64.7%	※4 48.4人	2.7%
通所リハビリテーション (介護予防含む) (※13)	17年 (756)	9,683円	7,852円	50.5%	261,494円	79.5%	78.2人	18.9%
	20年 (375)	※7 9,718円 (+0%)	※7 9,276円 (+18%)	63.1%	262,924円 (+1%)	79.5%	※4 69.5人	4.5%
短期入所生活介護 (介護予防含む)	17年 (643)	11,175円	10,234円	58.7%	274,838円	87.1%	56.3人	8.4%
	20年 (330)	10,909円 (-2%)	10,148円 (-1%)	59.2%	299,353円 (+9%)	87.3%	※4 64.6人	7.0%
居宅介護支援 (※14)	17年 (1,338)	8,601円	9,837円	96.1%	364,846円	88.9%	37.6人	-14.4%
	20年 (1,127)	※8 12,338円 (+43%)	※8 14,441円 (+47%)	99.4%	※9 362,334円 (-1%)	※9 95.5%	※9 26.9人	-17.0%
福祉用具貸与 (介護予防含む)	17年	-	-	-	-	-	-	-
	20年 (517)	14,062円	13,811円	49.6%	※10 302,245円	※10 92.9%	※10 86.1人	1.8%
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)	17年	-	-	-	-	-	-	-
	20年 (160)	※11 141,670円	※11 152,990円	72.7%	216,911円	75.0%	1.6人	-8.0%
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム) (※15)	17年 (68)	14,770円	13,977円	38.2%	274,221円	71.9%	2.3人	5.4%
	20年 (57)	10,478円 (-29%)	10,018円 (-28%)	48.7%	256,459円 (-6%)	81.3%	2.4人	4.4%

※1:訪問1回当たり ※2:介護職員(訪問介護員) ※3:介護職員1人当たり訪問回数(1月) ※4:看護・介護職員1人当たり延利用者数・延訪問回数 ※5:看護職員

※6:看護職員1人当たり延べ訪問回数 ※7:利用者1回当たり ※8:実利用者1人当たり ※9:介護支援専門員 ※10:福祉用具専門相談員 ※11:定員1人当たり

※12:訪問看護(ステーション)については、医療機関と併設している事業所が相当数あること、また訪問看護ステーションは、健康保険の訪問看護も実施していることに留意が必要。

※13:通所リハビリテーションについては、介護老人保健施設や医療機関が実施することに留意が必要。

※14:居宅介護支援事業者については、他サービス事業所と併設している事業者が相当数あることに留意が必要。

※15:収入に占める「保険外の利用料」の割合が40%を超えている。

(注) 括弧内は、17年の値と比較した場合の増減率